

○符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件（平成十七年総務省告示第十二百九十九号）の一部を改正する件 新旧対照表
 (傍線部は改正部分)

改 正 案					
一 (略)					
一 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八二五㎒を超え八九〇㎒以下、九〇〇㎒を超え九六〇㎒以下、一、四二七・九㎒を超え一、五一〇・九㎒以下、一、七四九・九㎒を超え一、八七九・九㎒以下又は一、九二〇㎒を超え二、一七〇㎒以下の周波数の電波を使用するものの送信装置の技術的条件					
1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。					
(1) 八二五㎒を超え八九〇㎒以下、九〇〇㎒を超え九六〇㎒以下、一、四二七・九㎒を超え一、五一〇・九㎒以下、一、七四九・九㎒を超え一、八七九・九㎒以下又は一、九二〇㎒を超え二、一七〇㎒以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置					
ア 基地局の送信装置					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	周波数	不要発射の強度の許容値	(略)	(略)	
周波数	不要発射の強度の許容値				
(略)	(略)				

現 行					
一 (略)					
一 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八二五㎒を超え八九五㎒以下、一、四二七・九㎒を超え一、五一〇・九㎒以下、一、七四九・九㎒を超え一、八七九・九㎒以下又は一、九二〇㎒を超え二、一七〇㎒以下の周波数の電波を使用するものの送信装置の技術的条件					
1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。					
(1) 八二五㎒を超え八九五㎒以下、一、四二七・九㎒を超え一、五一〇・九㎒以下、一、七四九・九㎒を超え一、八七九・九㎒以下又は一、九二〇㎒を超え二、一七〇㎒以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置					
ア 基地局の送信装置					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同上)</td> <td>(同上)</td> </tr> </tbody> </table>	周波数	不要発射の強度の許容値	(同上)	(同上)	
周波数	不要発射の強度の許容値				
(同上)	(同上)				

<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下 (一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、一、八八四・五 MHz 以上一、九一七 MHz 以下)を除く。</p>	<p>一、〇〇〇 MHz 以上二二・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下) (一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、一、八八四・五 MHz 以上一、九一七 MHz 以下)を除く。</p>	<p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四二デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>離調周波数が二二・五 MHz 以上の周波数帯において、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三デシベル (九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下又は二、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備にあつては、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下の周波数においては (二) 五二デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
--	---	--	--

<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下</p>	<p>一、〇〇〇 MHz 以上二二・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下を除く。)</p>	<p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四二デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>離調周波数が二二・五 MHz 以上の周波数帯において、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三デシベル (一、四二七・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下又は一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備にあつては、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下の周波数においては (二) 五二デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
-------------------------------------	--	--	--

五・七MHz以下)

イ 陸上移動局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
二・五〇〇kHz以上 七・五MHz未満	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四八・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値又は任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より次の式により求められる値だけ低い値</p> $- [33.5 + 15 \times (\Delta f - 2.5)]$ <p>デシベル</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数(単位MHz)とする。</p>
三・五MHz以上 七・五MHz未満	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四八・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より次の式により求められる値だけ低い値</p> $- [33.5 + 1 \times (\Delta f - 3.5)]$ <p>デシベル</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定</p>

イ 陸上移動局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
二・五〇〇kHz以上 七・五MHz未満	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四八・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値又は任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より次の式により求められる値だけ低い値</p> $- [33.5 + 15 \times (\Delta f - 2.5)]$ <p>デシベル</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数(単位MHz)とする。</p>
三・五MHz以上 七・五MHz未満	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四八・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より次の式により求められる値だけ低い値</p> $- [33.5 + 1 \times (\Delta f - 3.5)]$ <p>デシベル</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定</p>

	帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz)とする。
七・五MHz以上 八・五MHz未満	任意の三・八四MHzの帯域幅における 平均電力が(一)四八・五デシベル (一ミリワットを〇デシベルとす る。)以下の値又は任意の一MHzの帯 域幅における平均電力が空中線電力 より次の式により求められる値だけ 低い値 $- [37.5 + 10 \times (\Delta f - 7.5)]$ デシベル <u>Δ f は、搬送波の周波数から測定 帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz)とする。</u>
八・五MHz以上一 一・五MHz未満	任意の三・八四MHzの帯域幅における 平均電力が(一)四八・五デシベル (一ミリワットを〇デシベルとす る。)以下の値又は任意の一MHzの帯 域幅における平均電力が空中線電力 より四七・五デシベル低い値
一二・五MHz以上 (八一五MHzを 超え八九〇MHz 以下の周波数 の電波を使用	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯 においては、任意の一kHzの帯域幅に おける平均電力が(一)三六デシベ ル(一ミリワットを〇デシベルとす る。)以下の値

	帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz)とする。
七・五MHz以上 八・五MHz未満	任意の三・八四MHzの帯域幅における 平均電力が(一)四八・五デシベル (一ミリワットを〇デシベルとす る。)以下の値又は任意の一MHzの帯 域幅における平均電力が空中線電力 より 次の式により求められる値だけ低い 値 $- [37.5 + 10 \times (\Delta f - 7.5)]$ デシベル <u>Δ f は、搬送波の周波数から測定 帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz)とする。</u>
八・五MHz以上一 一・五MHz未満	任意の三・八四MHzの帯域幅における 平均電力が(一)四八・五デシベル (一ミリワットを〇デシベルとす る。)以下の値又は任意の一MHzの帯 域幅における平均電力が空中線電力 より四七・五デシベル低い値
一二・五MHz以上 (八一五MHzを 超え八九五MHz 以下の周波数 の電波を使用	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯 においては、任意の一kHzの帯域幅に おける平均電力が(一)三六デシベ ル(一ミリワットを〇デシベルとす る。)以下の値

<p>する陸上移動 局に限る。)</p>	<p>一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>一、〇〇〇MHz以上二二・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>一二・五MHz以上(九〇〇MHzを超え九六〇MHzを以下の周波数</p>
<p>九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとす</p>	

<p>する陸上移動 局に限る。)</p>	<p>一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>一、〇〇〇MHz以上二二・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>の値</p>

<p>の電波を使用 する陸上移動 局に限る。)</p>	<p>る。)以下の値</p> <p>一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>一、〇〇〇MHz以上二二・七五GHz未満(一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下及び二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以</p>
	<p>る。)以下の値</p>

<p>一二・五 MHz 以上 (一、四二七・ 九 MHz を超え二、</p>	<p>九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯 においては、任意の一 kHz の帯域幅に おける平均電力が (一) 三六デシベ</p>
	<p>二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以 下の周波数帯においては、任意の 三・八四 MHz の帯域幅における平均電 力が (二) 六〇デシベル (二ミリワッ トを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
	<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・ 六 MHz 以下の周波数帯においては、任 意の三〇〇 kHz の帯域幅における平 均電力が (二) 四一デシベル (二ミ リワットを〇デシベルとする。) 以下 の値</p>
	<p>一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・ 九 MHz 以下の周波数帯においては、任 意の三・八四 MHz の帯域幅における平 均電力が (二) 六〇デシベル (二ミ リワットを〇デシベルとする。) 以下 の値</p>
	<p>下の値 一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・ 九 MHz 以下の周波数帯においては、任 意の三・八四 MHz の帯域幅における平 均電力が (二) 六〇デシベル (二ミ リワットを〇デシベルとする。) 以下 の値</p>

<p>一二・五 MHz 以上 (一、四二七・ 九 MHz を超え二、</p>	<p>九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯 においては、任意の一 kHz の帯域幅に おける平均電力が (一) 三六デシベ</p>

五二〇・九 MHz 以下又は一、七四九・九 MHz を超え	ル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）	一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
	三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
	八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
	一、〇〇〇 MHz 以上二二・七五 GHz 未満（一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下及び二、一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

五二〇・九 MHz 以下又は一、七四九・九 MHz を超え	ル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）	一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
	三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（八六〇 MHz 以上八九五 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
	八六〇 MHz 以上八九五 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
	一、〇〇〇 MHz 以上二二・七五 GHz 未満（一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下及び二、一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

<p>一二・五 MHz 以上 （一、九二〇 MHz を超え二、一七 〇 MHz 以下の周 波数の電波を 使用する陸上 移動局に限 る。）</p>	<p>九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯 においては、任意の一 kHz の帯域幅に おける平均電力が（一）三六デシベ ル（一ミリワットを〇デシベルとす る。）以下の値</p>	<p>二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以 下の周波数帯においては、任意の 三・八四 MHz の帯域幅における平均電 力が（一）六〇デシベル（一ミリワッ トを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・ 六 MHz 以下の周波数帯においては、任 意の三〇〇 kHz の帯域幅における平 均電力が（一）四一デシベル（一ミ リワットを〇デシベルとする。）以下 の値</p>	<p>一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・ 九 MHz 以下の周波数帯においては、任 意の三・八四 MHz の帯域幅における平 均電力が（一）六〇デシベル（一ミ リワットを〇デシベルとする。）以下 の値</p>
	<p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数 帯においては、任意の一〇 kHz の帯域 幅における平均電力が（一）三六デ シベル（一ミリワットを〇デシベル とする。）以下の値</p>	<p>一、八四四・五 MHz 以上一、九一九・ 六 MHz 以下の周波数帯においては、任 意の三〇〇 kHz の帯域幅における平 均電力が（一）四一デシベル（一ミ リワットを〇デシベルとする。）以下 の値</p>	<p>一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・ 九 MHz 以下の周波数帯においては、任 意の三・八四 MHz の帯域幅における平 均電力が（一）六〇デシベル（一ミ リワットを〇デシベルとする。）以下 の値</p>	
	<p>一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・ 九 MHz 以下の周波数帯においては、任 意の三・八四 MHz の帯域幅における平 均電力が（一）六〇デシベル（一ミ リワットを〇デシベルとする。）以下 の値</p>			

<p>一二・五 MHz 以上 （一、九二〇 MHz を超え二、一七 〇 MHz 以下の周 波数の電波を 使用する陸上 移動局に限 る。）</p>	<p>九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯 においては、任意の一 kHz の帯域幅に おける平均電力が（一）三六デシベ ル（一ミリワットを〇デシベルとす る。）以下の値</p>	<p>二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以 下の周波数帯においては、任意の 三・八四 MHz の帯域幅における平均電 力が（一）六〇デシベル（一ミリワッ トを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・ 六 MHz 以下の周波数帯においては、任 意の三〇〇 kHz の帯域幅における平 均電力が（一）四一デシベル（一ミ リワットを〇デシベルとする。）以下 の値</p>	<p>一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・ 九 MHz 以下の周波数帯においては、任 意の三・八四 MHz の帯域幅における平 均電力が（一）六〇デシベル（一ミ リワットを〇デシベルとする。）以下 の値</p>
	<p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数 帯においては、任意の一〇 kHz の帯域 幅における平均電力が（一）三六デ シベル（一ミリワットを〇デシベル とする。）以下の値</p>	<p>一、八四四・五 MHz 以上一、九一九・ 六 MHz 以下の周波数帯においては、任 意の三〇〇 kHz の帯域幅における平 均電力が（一）四一デシベル（一ミ リワットを〇デシベルとする。）以下 の値</p>	<p>一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・ 九 MHz 以下の周波数帯においては、任 意の三・八四 MHz の帯域幅における平 均電力が（一）六〇デシベル（一ミ リワットを〇デシベルとする。）以下 の値</p>	
	<p>一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・ 九 MHz 以下の周波数帯においては、任 意の三・八四 MHz の帯域幅における平 均電力が（一）六〇デシベル（一ミ リワットを〇デシベルとする。）以下 の値</p>			

	<p>三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（九二五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三十六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
	<p>九二五 MHz 以上九三五 MHz 以下の周波数帯においては、九二五 MHz 以上九三五 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数五十一波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）六七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値。ただし、当該五十一波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三十六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
	<p>九三五 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数帯においては、九三五・二 MHz 以上九六〇 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数百二十五波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）七九デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値。ただし、当該百二十五波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇 kHz</p>

	<p>三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（九二五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三十六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
	<p>九二五 MHz 以上九三五 MHz 以下の周波数帯においては、九二五 MHz 以上九三五 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数五十一波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）六七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値。ただし、当該五十一波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三十六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
	<p>九三五 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数帯においては、九三五・二 MHz 以上九六〇 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数百二十五波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）七九デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値。ただし、当該百二十五波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇 kHz</p>

の帯域幅における平均電力が(一) 三十六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

一、〇〇〇 MHz 以上二二・七五 GHz 未満(一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下及び一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下(一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあつては一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下)を除く。)の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の周波数帯においては、一、八〇〇 kHz 間隔の周波数三百七十六波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二) 七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

の帯域幅における平均電力が(一) 三十六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

一、〇〇〇 MHz 以上二二・七五 GHz 未満(一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下及び一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の周波数帯においては、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数三百七十六波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二) 七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

注 一、八八四・五MHz以上二、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え二、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、一、八八四・五MHz以上二、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

(3)(2) (略)

一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置ア 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、二五〇kHzを超えるもの	九kHz以上二五〇kHz未満の周波数帯にあつては、任意の1kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
	一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯にあつては、任意の10kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(3)(2) (同上)

ア (同上)

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(同上)	(同上)
二、二五〇kHzを超えるもの	九kHz以上二五〇kHz未満の周波数帯にあつては、任意の1kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
	一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯にあつては、任意の10kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

注 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあつ

値

電力が(二)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の

任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の

一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にお

いては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満の周波数帯にあつては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

の値

一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の

下の値

一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の

一、〇〇〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満

の周波数帯にあつては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

ては、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯において任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

イ 陸上移動局の送信装置

(ア) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものの無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合

A 隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、二五〇 kHz を超え 二、二五〇 kHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
二、二五〇 kHz を超え、同時に送信される隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)二三デシベル以下の値

イ (同上)

(ア) (同上)

A (同上)

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、二五〇 kHz を超え 二、二五〇 kHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
二、二五〇 kHz を超え、同時に送信される隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)二三デシベル以下の値。ただし、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下にあつて

一の搬送波のうち最も低い搬送波の周波数と最も高い搬送波の周波数の差（単位MHz）と三・五の積の周波数以下	
同時に送信される隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波のうち最も低い搬送波の周波数と最も高い搬送波の周波数の差（単位MHz）と三・五の積の周波数を超えるもの	<p>1 九kHz 以上一五〇kHz 未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇kHz 以上三〇MHz 未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値</p> <p>3 三〇MHz 以上一、〇〇〇MHz 未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇MHz 以上二・七五GHz 未満（一）、八八四・五MHz 以上二、</p>

一の搬送波のうち最も低い搬送波の周波数と最も高い搬送波の周波数の差（単位MHz）と三・五の積の周波数以下	は、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル以下の値
同時に送信される隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波のうち最も低い搬送波の周波数と最も高い搬送波の周波数の差（単位MHz）と三・五の積の周波数を超えるもの	<p>1 九kHz 以上一五〇kHz 未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値</p> <p>2 一五〇kHz 以上三〇MHz 未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値</p> <p>3 三〇MHz 以上一、〇〇〇MHz 未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇MHz 以上二・七五GHz 未満（一）、八八四・五MHz 以上二、</p>

	<p>九一九・六 MHz 以下(一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあつては一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下)を除く。)</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p>
--	---

注 1 離調周波数は、それぞれの搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の端までの差の周波数のうち最小のものとする。

2 隣接しない二の搬送波の間の周波数帯(当該周波数帯において当該二の搬送波以外の搬送波が送信されておらず、かつ、その周波数帯幅が五 MHz 未満のものに限る。)については適用しない。

3) 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、一、八八四・

	<p>九一九・六 MHz 以下を除く。)</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p> <p>5) 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下</p> <p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル以下の値</p>
--	---

注 1 離調周波数は、それぞれの搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の端までの差の周波数のうち最小のものとする。

2 隣接しない二の搬送波の間の周波数帯(当該周波数帯において当該二の搬送波以外の搬送波が送信されておらず、かつ、その周波数帯幅が五 MHz 未満のものに限る。)については適用しない。

五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

B 隣接する二の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
九・三七五MHzを超えるもの	1 九kHz以上一五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値 2 一五〇kHz以上三〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値 3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値 4 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、

B (同上)

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(同上)	(同上)
九・三七五MHzを超えるもの	1 (同上) 2 (同上) 3 (同上) 4 (同上)

	<p>八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下(一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあつては一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下)を除く。)</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値</p>
--	---

注1 離調周波数は、隣接する二の搬送波の周波数の中間の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2) 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯において任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

	<p>5) 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下</p> <p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)四一デシベル以下の値</p>
--	---

注 離調周波数は、隣接する二の搬送波の周波数の中間の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

C 隣接する三の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一二・五 MHz を超えるもの	<p>1 九 kHz 以上一五〇 kHz 未満 任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>2 一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満 任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>3 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)</p>

C (同上)

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(同上)	(同上)
一二・五 MHz を超えるもの	<p>1 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p>

	<p>4 以下の値</p> <p>一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満（一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下（一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあつては一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下）を除く。）</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
--	---

注 1 離調周波数は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2) 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワット

	<p>4 (同上)</p> <p>5) 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下</p> <p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
--	---

注 離調周波数は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

を〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、
 一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の
 電波を使用する場合にあつては、一、八八四・五 MHz
 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯において任意
 の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)四一
 デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下
 の値であること。

(4) (7) 以外の場合

拡散符号 速度	離調周波数	不要発射の強度の 許容値
毎秒一・ 二三八八 メガチップ ブ	一、二五〇 kHz を超え 一、九八〇 kHz 以下	任意の三〇 kHz の 帯域幅における平 均電力が空中線電 力より四二デシベ ル以上低い値又は 任意の一、二三〇 kHz の帯域幅にお ける平均電力が (二)五四デシベ ル(二ミリワット を〇デシベルとす る。)以下の値
	一、九八〇 kHz を超え 二、二五〇 kHz 以下	任意の三〇 kHz の 帯域幅における平 均電力が空中線電 力より五〇デシベ

(4) (7) 以外の場合

拡散符号 速度	離調周波数	不要発射の強度 の許容値
毎秒一・二 二八八メ ガチップ	一、二五〇 kHz を超え 一、九八〇 kHz 以下	任意の三〇 kHz の 帯域幅における 平均電力が空中 線電力より四二 デシベル以上低 い値又は任意の 一、二三〇 kHz の 帯域幅における 平均電力が(二) 五四デシベル(二 ミリワットを〇 デシベルとす る。)以下の値
	一、九八〇 kHz を超え 二、二五〇 kHz 以下	任意の三〇 kHz の 帯域幅における 平均電力が空中 線電力より五〇

	ル以上低い値又は任意の1、二三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(1ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
二、二五〇kHzを超え四MHz以下	任意の1、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $- [13 + 1 \times (\Delta f - 2.25)] \text{ デシベル (1 ミリワットを0デシベルとする。)}$ $\Delta f \text{ は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。}$
四MHzを超えるもの	九kHz以上一五〇

	デシベル以上低い値又は任意の1、二三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(1ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
二、二五〇kHzを超え四MHz以下	任意の1、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $- [13 + 1 \times (\Delta f - 2.25)] \text{ デシベル (1 ミリワットを0デシベルとする。)}$ $\Delta f \text{ は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。}$
四MHzを超えるもの	九kHz以上一五〇

kHz 未満の周波数帯においては任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値

一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては任意の 一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値

三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (九二五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。) の周波数帯においては任意の 一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が

kHz 未満の周波数帯においては任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値

一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては任意の 一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値

三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (九二五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。) の周波数帯においては任意の 一〇〇 kHz の帯域幅における

(一) 三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

九二五MHz以上九三五MHz以下の周波数帯において、九二五MHz以上九三五MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数五十一波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 六七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値。ただし、当該五十一波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六デシベル（一ミリワットを〇デシベ

平均電力が(一) 三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

九二五MHz以上九三五MHz以下の周波数帯において、九二五MHz以上九三五MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数五十一波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 六七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値。ただし、当該五十一波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六デシベル（一ミリ

値
 九三五MHzを超え
 九六〇MHz以下の
 周波数帯において
 は、九三五・二MHz
 以上九六〇MHz以
 下の二〇〇kHz間
 隔の周波数百二十
 五波において一〇
 〇kHzの帯域幅に
 おける平均電力が
 (一) 七九デシム
 ル(一ミリワット
 を〇デシベルとす
 る。)以下の値。た
 だし、当該百二十
 五波のうち任意の
 五波については、
 一〇〇kHzの帯域
 幅における平均電
 力が(二) 三六デ
 シベル(一ミリ
 ワットを〇デシベ
 ルとする。)以下の
 値

ワットを〇デシ
 ベルとする。)以
 下の値
 九三五MHzを超え
 九六〇MHz以下の
 周波数帯におい
 ては、九三五・二
 MHz以上九六〇MHz
 以下の二〇〇kHz
 間隔の周波数百
 二十五波におい
 て一〇〇kHzの帯
 域幅における平
 均電力が(一) 七
 九デシベル(一ミ
 リワットを〇デ
 シベルとする。)以
 下の値。ただ
 し、当該百二十五
 波のうち任意の
 五波については、
 一〇〇kHzの帯域
 幅における平均
 電力が(二) 三六
 デシベル(一ミリ
 ワットを〇デシ
 ベルとする。)以

<p>一、〇〇〇 MHz 以上 一、二・七五 GHz 未満 (一、八〇五 MHz 以上 一、八八〇 MHz 以下 及び一、八八 四・五 MHz 以上一、 九一九・六 MHz 以下 (一、九二〇 MHz を 超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電 波を使用する場合 にあつては一、八 八四・五 MHz 以上 一、九一五・七 MHz 以下)を除く。)の 周波数帯において は、任意の一、〇 〇〇 kHz の帯域幅 における平均電力 が (一) 三〇デシ ベル (一ミリワッ トを〇デシベルと する。) 以下の値</p>
<p>一、八〇五 MHz 以上 一、八八〇 MHz 以下 の周波数帯におい</p>

<p>下の値</p> <p>一、〇〇〇 MHz 以 上一、二・七五 GHz 未満(一、八〇五 MHz 以上一、八八 〇 MHz 以下及び 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・ 六 MHz 以下を除 く。)の周波数帯 においては、任意 の一、〇〇〇 kHz の帯域幅におけ る平均電力が (一) 三〇デシベ ル (一ミリワット を〇デシベルと する。) 以下の値</p>
<p>一、八〇五 MHz 以 上一、八八〇 MHz 以下の周波数帯</p>

ては、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数三百七十六波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)七十一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

においては、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数三百七十六波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)七十一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波

毎秒三・六八六四メガチップ	二、五〇〇 kHz を超え 二、七〇〇 kHz 以下	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)一四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
	二、七〇〇 kHz を超え 三・五 MHz 以下 (三・〇 MHz を除く。)	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値

毎秒三・六八六四メガチップ	二、五〇〇 kHz を超え 二、七〇〇 kHz 以下	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)一四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
	二、七〇〇 kHz を超え 三・五 MHz 以下 (三・〇 MHz を除く。)	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値

数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

			$- [14 + 15 \times (\Delta f - 2.7)]$ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。) Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。
		三・〇八 MHz	三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三三デシベル以上低い値
		三・五 MHz を超え七・五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値

			$- [14 + 15 \times (\Delta f - 2.7)]$ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。) Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。
		三・〇八 MHz	三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三三デシベル以上低い値
		三・五 MHz を超え七・五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値

	<p>— $[13+1 \times (\Delta f - 3.5)]$ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>七・五 MHz を超え八・五 MHz 以下 (八・〇 MHz を除く。)</p>	<p>任意の 1、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> <p>— $[17+10 \times (\Delta f - 7.5)]$ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) と</p>

	<p>— $[13+1 \times (\Delta f - 3.5)]$ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>七・五 MHz を超え八・五 MHz 以下 (八・〇 MHz を除く。)</p>	<p>任意の 1、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> <p>— $[17+10 \times (\Delta f - 7.5)]$ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz)</p>

			する。
	八・〇八 MHz	三・八四 MHz の帯幅における平均電力が空中線電力より四三デシベル以上低い値	
	八・五 MHz を超え二・五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)二七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	
	一二・五 MHz を超えるもの	九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯においては、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	
		一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、	

			とする。
	八・〇八 MHz	三・八四 MHz の帯幅における平均電力が空中線電力より四三デシベル以上低い値	とする。
	八・五 MHz を超え二・五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)二七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	
	一二・五 MHz を超えるもの	九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯においては、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	
		一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、	

任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(九二五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	九二五MHz以上九三五MHz以下の周波数帯においては、九二五MHz以上九三五MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数五十一波に
--	--	---

任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(九二五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	九二五MHz以上九三五MHz以下の周波数帯においては、九二五MHz以上九三五MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数五十一
--	---	---

において一〇〇 kHz
の帯域幅における
平均電力が(一)
六七デシベル(一
ミリワットを〇デ
シベルとする。)以
下の値。ただし、
当該五十一波の周
波数のうち任意の
五波については、
一〇〇 kHzの帯域
幅における平均電
力が(一)三六デ
シベル(一ミリ
ワットを〇デシ
ベルとする。)以下の
値

九三五 MHzを超え
九六〇 MHz以下の
周波数帯において
は、九三五・二 MHz
以上九六〇 MHz以
下の二〇〇 kHz間
隔の周波数百二十
五波において一〇
〇 kHzの帯域幅に

波において一〇
〇 kHzの帯域幅に
おける平均電力
が(一)六七デシ
ベル(一ミリワッ
トを〇デシベル
とする。)以下の
値。ただし、当該
五十一波の周波
数のうち任意の
五波については、
一〇〇 kHzの帯域
幅における平均
電力が(一)三六
デシベル(一ミリ
ワットを〇デシ
ベルとする。)以
下の値

九三五 MHzを超え
九六〇 MHz以下の
周波数帯におい
ては、九三五・二
MHz以上九六〇 MHz
以下の二〇〇 kHz
間隔の周波数百
二十五波におい
て一〇〇 kHzの帯

おける平均電力が
(一)七九デシベル
(一ミリワット
を〇デシベルとす
る。)以下の値。た
だし、当該百二十
五波の周波数のう
ち任意の五波につ
いては、一〇〇kHz
の帯域幅における
平均電力が(一)
三六デシベル(一
ミリワットを〇デ
シベルとする。)以
下の値

一、〇〇〇MHz以上
一、二七五MHz未満
(一、八〇五MHz以
上一、八八〇MHz以
下及び一、八八
四・五MHz以上一、
九一九・六MHz以下
(一、九二〇MHzを
超え一、九二五MHz
以下の周波数の電
波を使用する場合

域幅における平
均電力が(一)七
九デシベル(一ミ
リワットを〇デ
シベルとする。)以
下の値。ただ
し、当該百二十五
波の周波数のう
ち任意の五波に
ついては、一〇〇
kHzの帯域幅にお
ける平均電力が
(一)三六デシベ
ル(一ミリワット
を〇デシベルと
する。)以下の値

一、〇〇〇MHz以
上一、二七五MHz
未満(一、八〇五
MHz以上一、八八
〇MHz以下及び
一、八八四・五MHz
以上一、九一九・
六MHz以下を除
く。)の周波数帯
においては、任意
の一、〇〇〇kHz

にあつては、八
八四・五MHz以上
一、九一五・七MHz
以下)を除く。)の
周波数帯において
は、任意の一、〇
〇〇kHzの帯域幅
における平均電力
が(一)三〇デシ
ベル(一ミリワッ
トを〇デシベルと
する。)以下の値

一、八〇五MHz以上
一、八八〇MHz以下
の周波数帯におい
ては、一、八〇五
MHz以上一、八八〇
MHz以下の二〇〇
kHz間隔の周波数
三百七十六波にお
いて一〇〇kHzの
帯域幅における平
均電力が(一)七
一デシベル(一ミ
リワットを〇デシ
ベルとする。)以下
の値。ただし、当

の帯域幅におけ
る平均電力が
(一)三〇デシベル
(一ミリワット
を〇デシベルと
する。)以下の値

一、八〇五MHz以
上一、八八〇MHz
以下の周波数帯
においては、一、
八〇五MHz以上
一、八八〇MHz以
下の二〇〇kHz間
隔の周波数三百
七十六波におい
て一〇〇kHzの帯
域幅における平
均電力が(一)七
一デシベル(一ミ
リワットを〇デシ
ベルとする。)

注 1 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における

該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

平均電力が(二) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

- 2 八二五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

無線局の種別	隣接チャネル漏えい電力の許容値
基地局	離調周波数が五MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は(二) 七・二デシベル(八二五MHzを超え八九〇MHz以下及び九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては二・八デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。)以下の値であり、かつ、離調周波数が一〇MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平

- 2 八二五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

無線局の種別	隣接チャネル漏えい電力の許容値
基地局	離調周波数が五MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は(二) 七・二デシベル(八二五MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては二・八デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。)以下の値であり、かつ、離調周波数が一〇MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四九・二デシベル以上低い

	均電力が空中線電力より四九・二デシベル以上低い値又は(一)七・二デシベル以下の値
陸上移動局	(略)

3・4 (略)

二 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 拡散符号速度が每秒二・八四メガチップの無線局の送信装置

ア (略)

イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一一・五 MHz 以上	九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯においては、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

	値又は(一)七・二デシベル以下の値
陸上移動局	(同上)

3・4 (同上)

二 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 (同上)

(1) (同上)

ア (同上)

イ (同上)

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(同上)	(同上)
一一・五 MHz 以上	九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯においては、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

<p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
<p>三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
<p>一、〇〇〇 MHz 以上二二・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下 (一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあつては一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下) を除く。) の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>

<p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
<p>三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
<p>一、〇〇〇 MHz 以上二二・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅</p>

注 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。ただし、一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯において任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であること。

ウ (略)

(2) 拡散符号速度が每秒七・六八メガチップの無線局の送信装置

ア (略)

イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二五・〇 MHz 以上	九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯において、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
	一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯において、任意の一〇 kHz の帯域幅に

における平均電力が(一) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

ウ (同上)

(2) (同上)

ア (同上)

イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(同上)	(同上)
二五・〇 MHz 以上	九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯において、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
	一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯において、任意の一〇 kHz の帯域幅における

注 一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）四二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。ただし、一、九二〇 MHz を超え一、九

おける平均電力が（二）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満の周波数帯において、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満（一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下（一、九二〇 MHz を超え一、九二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあつては一、八八四・五 MHz 以上一、九二五・七 MHz 以下）を除く。）の周波数帯において、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（二）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

平均電力が（二）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満の周波数帯において、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満（一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下を除く。）の周波数帯において、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（二）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯において、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）四二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

2 (3) ウ (略)
3 (略)
4 (略)

二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあつては、一、
八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯におい
て任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一
デシベル (ニミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値で
あること。

2 (3) ウ (同上)
3 (同上)
4 (同上)